

千葉県産の鶏卵からサルファ剤 検出(食品衛生法第11条第3項違反)

県保健所がモニタリング検査として県内直売所に出荷された鶏卵を買い上げ、薬剤の残留検査を行ったところ、基準値を超えるサルファ剤(スルファモノメトキシ)が検出されました。

8月24日、保健所長は生産者に対して当該品の回収を命じました。
家畜保健衛生所においても、当該生産者に対し、改めて医薬品の適正使用を指導しました。

EU(欧州連合)・韓国では、8月以降、鶏卵から殺虫剤成分(フィプロニル)が検出され、回収・廃棄されています。

※フィプロニル・・・ノミ、ダニの駆除に使用される殺虫剤成分で、ヒトが大量に摂取した場合、嘔吐や意識障害を引き起こす恐れがある。
フィプロニルは鶏では未承認の動物用医薬品です。

! 安全な畜産物を生産するために以下の点を守りましょう!

- ① 医薬品は定められた用法・用量・使用禁止期間(休薬期間)等を守る。
- ② 医薬品の使用を記録、保管する(投薬歴の従業員間での共有、原因究明に有効です)。
- ③ 動物用医薬品指示書、出荷制限期間指示書は保管する。
- ④ 未承認の医薬品は使用しない。
- ⑤ 上記①～④に関して、農場内の使用者全員で徹底する。